

平成21年12月24日

「改正省エネ法」に関する今後の周知活動

平成22年4月より、省エネ法の規制体系は、これまでの工場・事業場単位から事業者単位でのエネルギー管理に変更となります。このため、事業全体(本社、工場、営業所、店舗等)の1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl以上となる事業者は、その使用量を国へ届け出て特定事業者の指定を受けなければなりません。

経済産業省は、他省庁や事業者団体などと連携して、周知活動をさらに強化します。

1. 周知活動の必要性

エネルギー消費量が大幅に増加している業務・家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化をより一層推進することを目的に、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」が改正されました。平成22年4月より、省エネ法の規制体系は、これまでの工場・事業場単位から事業者単位でのエネルギー管理に変更となります。

これにより、個々の工場・事業場のエネルギー使用量が1,500kl/年未満であったとしても、全国規模で事業展開する事業者、地場で多店舗展開を行う事業者、フランチャイズチェーンを行う事業者など、業務部門を中心に新たに規制対象となる事業者が数多く存在すると想定されます。

このため、経済産業省は「改正省エネ法」に関する周知活動をこれまでも進めてきましたが、今後これを一層強化します。

2. 今後の予定(平成22年1月~)

(1)事業者に対する説明

【平成22年3月までの開催予定;延べ89回、26,000人予定】

経済産業局主催の説明会

ア.平成22年1~3月 経済産業局にて開催(24回、約7,100人予定)。

イ.平成22年度 平成21年度と同程度に(ただし、年度当初に集中して)開催予定。

省エネルギーシンポジウム(実務編)の開催

ア.平成22年1～2月 全国10地域にて各2回(沖縄は1回)開催予定(延べ19回、約10,500人予定)。

イ.平成22年度 平成21年度と同様に全国10地域で各3回(延べ29回)開催予定。

事業者団体等主催の説明会等への参加

ア.平成22年1～3月 46回(約8,400人)対応予定。

イ.平成22年度 平成21年度と同様に(ただし、年度当初に集中して)事業者団体等に呼びかけを行い、積極的に対応。

(2)事業者に対する案内

アンケート調査の実施(12月～平成22年1月)

改正省エネ法に関する周知・取組みなどの状況調査を実施(約1万社)。平成22年度も同程度の調査を実施予定。

【調査対象】多店舗展開のサービス業(ホテル、理容、フィットネスクラブ等)、食品スーパーなど。

(3)メディアを通じた広報

政府広報の実施(平成22年1～2月)

平成22年1月及び2月(計2回)、新聞(全国紙)にて改正省エネ法に対する広報を予定。

定期報告書記入要領の公表(平成22年3月)

定期報告書の記入方法等を解説した要領を作成し、ホームページ等で公表予定。

定期報告書作成支援ツールの配布(平成22年3月)

定期報告書の作成支援ツール(Excel版)を作成し、ホームページ上で配布予定。

省エネ法の法令集及び解説集の発刊(平成22年1～3月)

法律・政令・省令・公示を集約した「法令集」を発刊予定。また併せて、「解説集」も発刊予定。

(4)エネルギー管理講習(新規講習)の開催

例年全国10会場で年間2回開催していた講習会を、平成22年度は年間3回に拡充して開催予定。

3.平成21年度(12月まで)の周知活動の概要

(1)事業者に対する説明【延べ300回、約39,300人】

説明会の開催

ア.事業者団体の加盟企業等に対する説明会(4～12月)

経済産業局(全国9地域)にて開催(開催数;65回、参加者数;約9,300人)。なお、事業者団体の事務局に対する説明会は平成21年3月までに実施済み。

イ.地場企業向け説明会(6～9月)

商工会議所のネットワークを活用し、全国47都道府県にて開催(47回、約5,700人)。

ウ.省エネルギーシンポジウム(基礎編)の開催(11～12月)

改正省エネ法で新たな規制対象になると想定される事業者を中心に全国10地域にて開催(10回、約4,600人)。

団体主催の説明会等への参加(4～12月)

製造業、小売業、金融業、中小企業などの事業者団体等が主催する説明会等に対応(178回、参加者数19,600人)。

(2)事業者に対する案内

企業本社への案内(5月)

事業者単位規制への変更を踏まえ、エネルギー管理指定工場を設置している事業者の本社に対し、法改正の案内を送付(約7,500社)。

事業者団体への周知依頼(4月)

事業者団体に対し、改正省エネ法に関する会報への掲載、会員へのメール送信、ホームページへの掲載等を通じた傘下企業への周知を依頼(約1,000団体)。

他省庁等への周知依頼(11～12月)

他省庁等に対し、関係団体等へのパンフレット配布、メール配信等による周知を依頼(約1,100団体・企業)。

(3)メディアを通じた広報

政府広報の実施(7～8月)

新聞(全国紙・地方紙など約7,200万部)及び雑誌(日経ビジネスなど計5誌、約255万部)にて、改正省エネ法への対応の必要性について広

報。

ホームページによる広報

資源エネルギー庁、各経済産業局、(財)省エネルギーセンターのホームページにおいて、改正省エネ法に関する情報(改正内容、Q & A集、エネルギー使用量換算ツールなど)を提供。

パンフレットの配布

改正省エネ法に関する簡易版パンフレット(12万部)、規制内容及び対応方法を紹介する詳細版パンフレット(10万部)を作成し、配布。

(4)エネルギー管理講習(新規講習)の開催

エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員に選任される者に受講が義務づけられている講習会を、全国10会場で20回開催(受講者約13,900名)。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課長 坂本 敏幸

担当者：坂元(課長補佐)、土屋(課長補佐)

電話：03-3501-1511(内線 4541~6)

03-3501-9726(直通)

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の主な改正点

1. 指定基準の改正

(1) 工場・事業場単位から企業単位へ

平成22年4月より、規制体系がこれまでの工場・事業場単位から事業者単位でのエネルギー管理に変更。事業全体(本社、工場、営業所、店舗等)の年間のエネルギー使用量(原油換算値)を合計して 1,500kℓ以上となる事業者は、その使用量を国へ届け出て「特定事業者」の指定を受けなければならない。

(2) 特定連鎖化事業者も新たに規制の対象へ

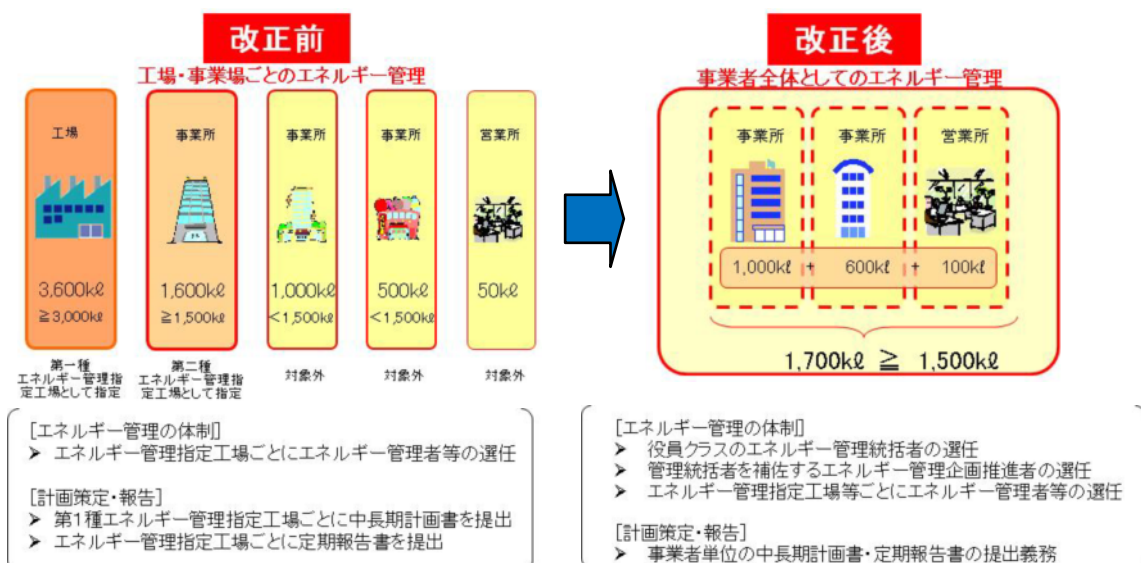
コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーン事業について、約款等の取り決め内容が一定の要件を満たし、かつ、契約事業者(加盟店)を含む事業全体の年間のエネルギー使用量が 1,500kℓ以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその使用量を国へ届け出て「特定連鎖化事業者」の指定を受けなければならない。

2. 報告書等の提出単位の変更

定期報告書、中長期計画書の提出が、従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変更。

3. エネルギー管理統括者等の創設

「特定事業者」及び「特定連鎖化事業者」は、企業全体でのエネルギー管理体制を推進するため、エネルギー管理統括者(企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など)とエネルギー管理企画推進者(エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者)をそれぞれ1名選任しなければならない。



資源エネルギー庁のホームページ(<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>)

にて詳細情報を掲載。